

山口県報

令和2年
8月7日
(金曜日)

目次

○規則	無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則(厚政課).....一
○告示	瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課).....一
	特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域の指定(環境政策課).....三
	救急病院の認定(医療政策課).....三
○公告	契約の締結(情報企画課).....三
	令和二年度採石業務管理者試験の実施(商政課).....四
○選管告示	不在者投票のできる介護医療院の指定.....四
	不在者投票のできる老人ホームの指定.....五
○公安委公告	契約の締結.....五
○雑報	県報の正誤(平成三十年十月二十六日山口県選挙管理委員会告示第七十九号).....五



無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年八月七日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第三十五号

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(令和二年山口県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第十三条に次の一号を加える。

七 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用(当該無料低額宿泊所が生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第三十条第一項ただし書に規定する日常生活支援住居施設である場合に限る。)

第十九条第二項第十一号中「(昭和二十五年法律第四百四十四号)」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第二百六十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第一百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和二年八月七日から同月二十七日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和二年八月七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 富士レビオ株式会社

住所 東京都新宿区西新宿二丁目一番一号

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 富士レビオ株式会社宇部工場

所在地 宇部市大字善和二〇三番地の一五二
 三 特定施設に関する事項
 (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造		使用の方法	
	能 ($m^3/日$)	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日
七四	三六 八、二八	令和二、 八、二八	令和二、 八、二八	令和二、 八、二八
備考 「七四」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう。		連続 二四時間	一日当たりの使用時間 季節的変動なし	

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種類	汚水等の汚染状態の値		汚水等の一日当たりの量 (m^3)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
七四	通 常 最 大 七・八	通 常 最 大 二〇	通 常 最 大 三六
備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。			

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造	能 ($m^3/日$)	処理の方式	使用時間間隔	一日当たりの使用時間	季節的変動の要	工事着手予定 年月日	工事完成予定 年月日	使用開始予定 年月日
製鉄	鉄筋コンクリート	三六	膜分離活性汚泥	連続	二四時間	変動なし	(既)		設)

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

排水処理施設	種類	項目		汚水等の汚染状態の値		汚水等の一日当たりの量 (m^3)
		処理前	処理後	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
〃	七	五・八	一六	通 常 最 大 二〇	通 常 最 大 八	三
〃	七	六・九	二〇	通 常 最 大 三	通 常 最 大 一〇	三
〃	七	八・六	二〇	通 常 最 大 三	通 常 最 大 〇・四	〇・四
〃	七	七・八	二〇	通 常 最 大 三	通 常 最 大 〇・五	〇・四
〃	七	五・八	二〇	通 常 最 大 三	通 常 最 大 〇・四	三
〃	七	六・九	二〇	通 常 最 大 三	通 常 最 大 〇・五	三
〃	七	八・六	二〇	通 常 最 大 三	通 常 最 大 〇・四	三
〃	七	七・八	二〇	通 常 最 大 三	通 常 最 大 〇・五	三

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 2 排水口	No. 1 排水口	排水口の		汚染状態の値		排水の一日当たりの量 (m ³)
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	大腸菌群数 (個/cm ³)	
七・八	六・九	七	二〇	八	一〇	三三
七	五・八	七	九	五	六	五一
〃	〃	〃	〃	〃	〃	三六

山口県告示第二百六十五号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和二年八月七日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 形質変更時要届出区域
周南市開成町四六二〇の一の一部
- 二 特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物

山口県告示第二百六十六号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一條第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和二年八月七日

山口県知事 村岡 嗣政

名 称 所 在 地 認定が効力を有する期限
光風園病院 下関市長府才川二丁目二番二号 令和五、八、三一

(二六七) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和二年八月七日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
総合企画部情報企画課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る特定役務の名称及び数量
山口県統合宛名管理システム再構築業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和二年五月二十八日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内二丁目六番六号
- 六 落札金額
五千六百三十二万円
- 七 入札公告日
令和二年四月十日
- 八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

- (二) 調達方法
購入等
- (三) 落札方式
総合評価

(二六八) 令和二年度採石業務管理者試験の実施

採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十二条の十三第一項の規定により、採石業務管理者試験を次のとおり実施します。

令和二年八月七日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 試験の日時
令和二年十月九日(金曜日)午前十時から正午まで
- 二 試験の場所
山口市滝町一番一号 山口県庁共用第三会議室及び共用第四会議室
- 三 受験資格
年齢、性別、職歴、学歴等特別の制限はない。
- 四 試験の科目
(一) 岩石の採取に関する法令(環境保全等関係法令を含む。)
(二) 岩石の採取に関する技術的な事項
- 五 受験願書の受付期間
令和二年九月七日(月曜日)から同月二十五日(金曜日)まで(郵送の場合は、九月二十五日までの消印のあるものは、有効とする。)
- 六 受験願書等の提出先
山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一) 山口県商工労働部商政課
- 七 提出書類
(一) 受験願書
(二) 写真(縦六センチメートル、横四センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、撮影年月日、氏名及び年齢を記入すること。)
- 八 受験手数料
八千円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等

- (一) 合格者の発表は、令和二年十月三十日(金曜日)とし、可否を受験者に文書で通知する。
- (二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部商政課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。
- その他

- (一) 受験願書等の請求は、山口市滝町一番一号 山口県商工労働部商政課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「採石業務管理者試験願書 部請求」と朱書きし、次の表に掲げる受験願書等の請求部数に応じた金額に相当する切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を同封すること。

受験願書等の請求部数	金額
一部	百二十円
二部以上三部以下	百四十円
四部以上六部以下	二百十円
七部以上十一部以下	二百五十円
十二部以上二十三部以下	三百九十円

- (二) この試験についての問合せは、山口県商工労働部商政課(電話〇八三―九三三―三二五五)にすること。



山口県選挙管理委員会告示第六十二号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条の規定により、不在者投票のできる介護医療院を次のとおり指定した。

令和二年八月七日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

名 称 所 在 地 指 定 年 月 日
 医療法人元洋会森山病院 下関市宮田町二丁目八番二〇号 令和二、七、二〇
 介護医療院

山口県選挙管理委員会告示第六十三号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条の規定により、不在者投票のできる老人ホームを次のとおり指定した。

令和二年八月七日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

名 称 所 在 地 指 定 年 月 日
 地域密着型特別養護老人ホームひいらぎ 光市光井九丁目八番三〇号 令和二、七、二〇



公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和二年八月七日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品等の名称及び数量
交通規制情報管理システム 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和二年六月十六日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社ジー・アイ・システム 福井県坂井市坂井町宮領五八字二〇一三

六 落札金額

六千九百七十九万五千元

七 入札公告日

令和二年五月一日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 調達方法

借入れ

(三) 落札方式

最低価格



正 誤

平成三十年十月二十六日山口県選挙管理委員会告示第七十九号(政治団体の名称等)

ページ	段	箇所	誤	正
六	上	表中	浅井 智子	浅井 智子
六	上	表中	浅井 朗大	浅井 朗大

令和二年八月七日印刷

発行人所

山口県知事庁